

令和 7 年度つくば市新規創業促進補助金交付要項

(目的)

第 1 条 この要項は、新たに会社を設立する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、市内での会社設立を促し、産業及び雇用の創出を図り、もって本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社をいう。
- (2) 事業計画 つくば市が産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 127 条の規定により認定を受けた創業支援等事業計画をいう。
- (3) 証明 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経済産業省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく事業計画に係る証明をいう。

(補助金の対象者)

第 3 条 令和 7 年度つくば市新規創業促進補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) つくば市から特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けている者であること。
- (2) 証明の有効期限内であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 市内に本店所在地を置くこと。
- (5) 過去に次条第 1 項に規定する経費に対する補助を受けていないこと。

(補助金の対象経費及び額)

第 4 条 補助金の対象となる経費及び額は、会社の設立に係る定款認証手数料額（公証人手数料令第 35 条に規定する金額）最大 50,000 円及び登録免許税額（租税特別措置法第 80 条第 2 項各号に規定する金額）最大 75,000 円とし、合計 125,000 円を限度とする。

2 前項の補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とす

る。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に証明を受けたことを証する書類の写し及び市税に滞納がないことを証する書類の写し（申請日以前30日以内に発行されたものに限る。）を添付して、会社の設立までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付することが不適当であると認めたときは補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付の決定に、次に掲げる交付条件を付するものとする。

- (1) 令和8年（2026年）年3月31日までに証明書中2．設立する会社の商号（屋号）・本店所在地に記載の会社を設立すること。
- (2) つくば市から証明を受けた者が、前号の会社の登記簿に記載の代表取締役又は代表社員、かつ、発起人となること。
- (3) 市長が補助金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
- (4) 補助金の内容を明確にするため、実施内容がわかる書類を整備し、5年間は保存すること。
- (5) つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号）及びこの要項の規定に基づき、市長が補助金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
- (6) つくば市補助金等交付適正化規則及びこの要項の規定を遵守すること。
- (7) 申請者が、日本国籍又は日本において証明書中4．事業の業種、内容に記載する事業の経営活動が可能である在留資格を有していない場合、必要な在留資格を取得すること。

(実績報告書の提出)

第7条 交付の決定を受けた者は、会社の設立が完了した日から起算して20日以内、又は令和8年(2026年)年3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第4号)に支出を証する書類及び新たに設立した会社に係る定款の写し及び履歴事項全部証明書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第5号)により当該交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付は、補助事業の完了後とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により補助を受けようとしたとき。

(2) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。

(3) 申請者から取消しの申出があったとき。

(4) 第6条第2項各号(第5号を除く。)に掲げる交付条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項第1号、第2号及び第4号の要件のいずれかに該当したときは、補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金の全部又は

一部の返還を命じることができる。

附 則

(施行期日等)

この要項は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行する。